

令和3年度

財政援助団体等監査報告書

令和3年8月

伊達市監査委員

伊 監 第 26 号
令和3年8月17日

伊達市長 菊 谷 秀 吉 様

伊達市監査委員 山 下 茂
伊達市監査委員 山 田 勇

令和3年度財政援助団体等監査の結果について

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した財政援助団体等監査の結果を、同条第9項の規定により別紙のとおり提出します。

なお、当該監査の結果に基づき、または監査の結果を参考として措置を講じたときは、同条第14項の規定により、その旨を監査委員まで通知願います。

財政援助団体等（指定管理者） 監査結果報告

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による公の施設の指定管理者監査

2 監査の対象

令和2年度において、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理を行わせている団体の中から、次の団体を抽出して監査を実施した。

なお、監査の実施に当たっては、伊達市監査基準（令和2年2月26日監査委員決定）に準拠した。

公の施設の名称	黄金地区コミュニティセンター	長和地区コミュニティセンター
指定管理者	黄金地区コミュニティセンター 運営協議会	長和地区コミュニティセンター 運営協議会
募集方法	公募以外の方法による募集 ※伊達市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第2条第2項、同条例施行規則第2条第3項第1号の規定による。	
所管部課	総務部 総務課	

3 監査の範囲

令和2年度における公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行状況

4 監査の期間

令和3年4月13日から令和3年7月29日まで

うち実地調査日 黄金地区コミュニティセンター 7月6日（火）

長和地区コミュニティセンター 7月7日（水）

5 監査の方法

公の施設の管理業務や管理運営に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に執行されているかを主眼として、関係書類等の確認、照合等を行うとともに、各コミュニティセンターの実地調査、指定管理者及び所管部課の関係職員からの説明聴取により監査を実施した。

6 監査の着眼点

(1) 所管部課

- ① 公の施設の管理を行わせる団体の指定は、関係法令（条例等を含む）に根拠をおいているか。
- ② 指定管理者の指定は、適正・公正に行われているか。

- ③ 管理に関する協定等の締結は、適正に行われているか。
- ④ 協定書等には、必要事項が適正に記載されているか。
- ⑤ 管理に関する経費の算定、支出の方法、時期、手続等は適正になされているか。
- ⑥ 事業報告書の点検は適切になされているか。
- ⑦ 指定管理者に対して適時かつ適切に報告を求め、調査し、又は指示を行っているか。
- ⑧ 指定管理者において施設の利用促進を図ることとしている場合は、利用状況に注意を払い、利用の奨励に努めているか。
- ⑨ 指定管理者制度の採用により、効率的な管理及び運営が図られ、利用促進が働くものとなっているか。
- ⑩ 利用料金制を採用している場合、そのことによって市民サービスの向上につながっているか。
- ⑪ 本来、市が実施すべき修繕等を放置しているものはないか。または指定管理者の費用で実施させていないか。

(2) 指定管理者

- ① 施設は、関係法令（条例等を含む）の定めるところにより適切に管理されているか。
- ② 協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。
- ③ 利用料金制を採用しており、かつ指定管理者が定める場合、利用料金の設定等は適正になされているか。
- ④ 利用促進及び利用者サービスの向上のための取組はなされているか。
- ⑤ 公の施設の管理に係る出納関係帳票等の整備及び記帳は適正になされているか。
また、領収書等の証拠書類の整備及び保存は適切になされているか。

7 監査対象団体の概要及び収支状況

(1) 黄金地区コミュニティセンター運営協議会

- ① 指定管理者が行う業務の範囲
 - ・施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務
 - ・施設の運営及び維持管理に関する業務
 - ・施設の利用促進に関する業務
 - ・自主事業に関する業務
 - ・その他施設の運営に関し必要な業務
- ② 指定の期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間
- ③ 運営管理委託料（令和2年度）

5,350,000円
- ④ 収支状況（令和2年度）

・収入決算額	6,372,988円	(A)
・支出決算額	5,620,465円	(B)
◎実質収支額	752,523円	(A) - (B)

【収入】

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			増減(C) (B)-(A)
繰越金	720,671	720,671	0
指定管理料	5,306,000	5,350,000	44,000
利用料金	510,000	213,850	△ 296,150
暖房料金	120,000	65,400	△ 54,600
雑収入	40,000	23,067	△ 16,933
合 計	6,696,671	6,372,988	△ 323,683

【支出】

(単位：円)

	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			不用額(C) (A)-(B)
管理人手当	2,650,000	2,326,751	323,249
保険料	29,000	15,000	14,000
役員報奨費	180,000	180,000	0
委託料	760,000	630,907	129,093
電話料・受信料	110,000	100,703	9,297
光熱水道費	1,300,000	938,488	361,512
消耗品費	110,000	128,849	△ 18,849
施設整備費	900,000	1,216,565	△ 316,565
事業費	300,000	14,340	285,660
会議費	20,000	1,867	18,133
事務費	50,000	66,995	△ 16,995
予備費	287,671	0	287,671
合 計	6,696,671	5,620,465	1,076,206

⑤ 利用状況（令和2年度）

利用月	令和2年度利用状況		令和元年度 利用人数	前年度比
	利用件数	利用人数		
4月	10	76	1,724	△1,648
5月	0	0	689	△689
6月	13	104	681	△577
7月	21	308	1,089	△781
8月	18	251	2,433	△2,182
9月	22	545	860	△315
10月	27	334	1,197	△863
11月	27	331	681	△350
12月	22	265	713	△448
1月	19	215	746	△531
2月	21	209	623	△414
3月	31	346	4	342
合計	231	2,984	11,440	△8,456

(2) 長和地区コミュニティセンター運営協議会

① 指定管理者が行う業務の範囲

- ・施設の利用の承認及び利用料金の収納に関する業務
- ・施設の運営及び維持管理に関する業務
- ・施設の利用促進に関する業務
- ・自主事業に関する業務
- ・その他施設の運営に関し必要な業務

② 指定の期間

平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間

③ 運営管理委託料（令和2年度）

4,680,000円

④ 収支状況（令和2年度）

- ・収入決算額 5,397,954円 (A)
- ・支出決算額 5,265,118円 (B)
- ◎実質収支額 132,836円 (A) - (B)

【収入】

(単位：円)

区 分	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			増減 (C) (B) - (A)
繰越金	323,123	323,123	0
指定管理料	4,680,000	4,680,000	0
利用料金	310,000	215,350	△ 94,650
暖房料金	76,000	68,400	△ 7,600
太陽光発電収入	24,000	46,576	22,576
雑収入	93,000	64,505	△ 28,495
合 計	5,506,123	5,397,954	△ 108,169

【支出】

(単位：円)

	予算額 (A)	決算額 (B)	予算額と決算額との比較
			不用額 (C) (A) - (B)
管理人手当	2,680,000	2,587,200	92,800
保険料	57,000	56,100	900
役員活動費	180,000	180,000	0
委託料	860,000	689,330	170,670
電話料・受信料	103,000	76,664	26,336
光熱水道費	800,000	509,186	290,814
消耗品費	150,000	64,798	85,202
会議費	20,000	6,240	13,760
事務費	80,000	86,240	△ 6,240
事業費	100,000	0	100,000
施設整備費	476,123	1,009,360	△ 533,237
合 計	5,506,123	5,265,118	241,005

⑤ 利用状況（令和2年度）

利用月	令和2年度利用状況		令和元年度 利用人数	前年度比
	利用件数	利用人数		
4月	15	119	2,740	△ 2,621
5月	2	8	1,282	△ 1,274
6月	24	260	1,137	△ 877
7月	34	403	1,847	△ 1,444
8月	22	320	951	△ 631
9月	43	1,029	1,539	△ 510
10月	29	467	1,104	△ 637
11月	32	513	1,255	△ 742
12月	30	345	1,348	△ 1,003
1月	32	432	1,082	△ 650
2月	40	501	1,229	△ 728
3月	38	509	0	509
合計	341	4,906	15,514	△ 10,608

8 監査の結果

監査の結果、関係書類等の計数等は符合しており、施設の管理運営に関する業務、出納その他の事務については、おおむね適正かつ効率的に執行されていたものの、次のとおり不適切な事務処理があった。

指摘事項

【黄金地区コミュニティセンター運営協議会】

光熱水道費のうち、水道料金を誤った金額で現金出納簿に記載したため決算書上の支出額にも誤りが生じ、結果的に誤った決算内容で協議会の会計監査を受けていた。

適切な事務処理に努められたい。

【長和地区コミュニティセンター運営協議会】

各協議会と取り交わしている「指定管理者の管理業務仕様書」中の「別表2 利用料金表」の備考において、「暖房料を徴収する期間は、10月20日から4月30日までとする。」と明記されているが、当該期間中に暖房料を徴収していないケースが複数件あった。

他の公共施設との整合性からも、適切な事務処理に努められたい。

【所管部課】

各運営協議会に対する指摘事項（実地調査時の口頭指摘を含む）については、所管部課における実績報告書等の点検の中で確認できるものと推察される内容も多く見られたことから、今後においては、所管部課として必要な確認と調査等を行い、適切な指導をされるよう努められたい。